

みなみの小学校 学校再開・感染予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）

令和2年 6月 1日
中野区立みなみの小学校
校長 吉羽 茂

～ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国や都、中野区の方針や通知に基づき、中野区立みなみの小学校として、学校再開後の感染症リスクを低減するための指針を示したものです。感染拡大防止を第一義としながらも学校の教育活動の正常化、児童の学習を確保するために、本指針に従い学校運営に努めていきます。なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

I 再開に際しての感染症予防の基本方針

今後、教育活動の再開に当たっては、以下4つの対策を講じる。

- ◆集団感染のリスクが高い3つの条件※が複数重なること（以下、「リスクの高い3条件」）の回避
- ◆手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ◆学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ◆日常や緊急時の連絡体制の確認

※リスクが高い3つの条件

- 換気の悪い密閉空間
- 多くの人が密集
- 近距離での会話や発声などの密接

特に徹底すべき対策を「みなみの小で徹底する3つの取組」とする。

【みなみの小で徹底する3つの取組】

- (1) 登校前、出勤前の検温を徹底する
- (2) 身体的な距離をとり、マスクの使用を徹底する
- (3) 手洗い・消毒を徹底する

II 学校における感染予防対策

I 感染症予防策の徹底

(1) 児童・生徒

- ア 手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ、ハンカチ、袖や上着の内側等で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行を指導する。
- イ 毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。（「けんこうのきろく」を配付し、毎日記入・提出を求める。）
- ウ 登校前に健康状態を確認できなかった児童については、教室等での検温及び風邪症状の確認を行う。
- エ 通学時には、児童間の距離に配慮し会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めるよう指導する。

(2) 教職員等（会計年度任用職員や外部人材を含む）

- ア 教職員等は、児童と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。
- イ 毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある場合は無理な出勤を避ける。発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養する。

(3) 校内環境

- ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。
- イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて室内環境の管理に努める。換気は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放し、換気設備を適切に使用する。
- ウ 教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、一日一回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- エ 児童との接触場面での感染防止に、飛沫飛散防止ビニールシートを各教室の教師用机に置く。

2 教育活動上の具体的な留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を越えた活動はできるだけ避ける。また、臨時休業等により、学習の不足が生じているため、今後の学習の中で補う計画を立てるなど、適切な対応を行う。

(1) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- ア 授業中、教職員は飛沫防止のためマスクを着用する。
- イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話し合い・学び合いなどの活動は必要最低限にとどめる。やむを得ず、児童・生徒の会話や発声などが必要な場合は、十分な換気及び児童・生徒間の間隔を確保した上で、マスクを使用することを指導する。
- ウ 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い実技指導や実習などについては、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

（当面は見合わせる学習活動の例）

- ・体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動や主運動など）は行わず、児童の体力や健康状況を考慮し、基本的な知識、思考力、技能の習得や体力づくりを行う。体育館で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・音楽においては、狭い空間や密閉状態での歌唱や管楽器（リコーダー）演奏は当面行わない。マスクをして口ずさむ程度にする、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等を用いる活動では指使いを中心にする等、感染防止に配慮した指導を工夫する。
- ・調理実習は実施しない。
- エ 授業中、児童が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室で様子を確認する。別室（家庭科室）で待機させ、保護者に連絡したうえで下校させる。

(2) 学校給食

- ア 給食再開後は、可能な限り配膳が少ない献立を講じる。

- イ 給食の配食を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、マスクの着用をしているか、手指は確実に洗淨したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でない場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
 - ウ 給食当番はもとより、児童全員が食事の前の手洗い、マスクの着用を徹底する。
 - エ 配膳の際は、児童が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。
 - オ 児童が対面し喫食する形態を避け、会話を控えさせる。
- (3) 休み時間
- ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。
 - イ 特別教室や校庭等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。
- (4) 下校指導
- 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。
- (5) 課外活動（マーチングバンド）
- ア 授業日以外は実施しない。
 - イ 地域行事等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。
 - オ 児童の健康・安全の確保のため、教職員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- (6) 児童会・クラブ活動
- ア 委員会活動及びクラブ活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間又は少ない回数で行えるように工夫する。

3 登校の判断

- (1) 感染の重症化予防、集団感染予防の観点から次の症状が一つでも該当すれば、登校せず自宅で待機し、早めに保健所への相談や医師の診断を受ける。
- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状のいずれかがある。
 - ・基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある。
 - ・比較的軽い風邪が続く。
- (2) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について
- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱う。指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- (3) 海外から帰国した児童・生徒について
- ア 国や地域を問わず、海外から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は家庭との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、渡航先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。
 - イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」または「非常変災等児童・生徒、または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

4 医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童について

(1) 家庭との連携

学校再開に当たっては、家庭との連絡を密に行い、登校の判断や配慮すること、学校内で感染者が出た場合、本人が感染した場合等について想定し、共通理解を図る。

(2) 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、感染リスクや重症化リスクが高いことから、地域の感染状況を踏まえ、保護者はもちろんのこと、主治医や学校医にも相談のうえ、個別に登校の判断をする。

(注) 重症化のリスクが高い児童について

糖尿病，心不全，呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和2年3月11日版）」

(3) 出欠の取扱い

登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

5 教職員の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する。管理職は、毎日「健康チェック表」の記載内容を確認し、4週間は保管する。

(2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

(3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討しておく。

(4) 手洗い、咳エチケットを徹底する。また、マスクを着用し、指導場面や近距離での会話や発声が必要な場面で、飛沫をとばさないようにする。

(5) 基礎疾患のある職員や妊娠中の職員など、健康上配慮が必要な職員には、学校運営あるいは、学年・学級経営や児童の指導上やむを得ない場面を除き、配慮する。自身も、年休等で不在にする場合の準備や他の職員から理解を得られるように努める。

(6) 勤務時間外においても、「リスクの高い3条件」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。

(7) 教職員の勤務・サービス

原則勤務日であることはもちろんだが、感染拡大防止に向けた自宅勤務の推進、本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させること、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には事故欠勤として扱い学校へ出勤させないようにすることなど、これまで発出した臨時休業中の特例的な取扱いは、当面の間、継続し、適切な取扱いを行う。学校再開後のサービスに

については、今後の感染症の状況等も踏まえ、その都度確認し周知する。

Ⅲ 感染者が出た場合等の対応

Ⅰ 児童の場合

ア 当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 指導室、学校教育課・学校健係推進係に報告する。

ウ 保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。

エ 保健所に、積極的疫学調査による濃厚接触者の特定、濃厚接触者に対する健康観察を要請する。

オ 保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童・生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

カ プライバシーに配慮した上で、学校から保護者に対して説明文書を配布する。

2 教職員の場合

当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。なお、以降の対応については、「Ⅰ 児童の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。）。

3 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

（Ⅰ）児童の場合

ア 児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、保健所に濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 指導室、学校教育課・学校健係推進係に報告する。

エ 直ちに臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言や教育委員会との協議のうえ、実施を検討する場合もある。

オ 必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。

カ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等及び教職員等については、感染予防策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、

これらの者に対し、引き続き感染予防策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察表を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

キ 必要に応じて、プライバシーに配慮したうえで、学校から保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

ア 教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認したうえで教育委員会と協議し、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。なお、以降の対応については、「(1) 児童の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を想定しておく。また、臨時休業中の児童への学習支援として、ICT機器等の活用を積極的に行う。

4 区内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

IV 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、生活を支えるうえで必要不可欠な職種や休業要請の対象となっていない職種の従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

V 年間時数の確保、年間行事や年間指導計画等の見直し

中野区教育委員会の方針に基づき、年間の授業時数の確保及び、各行事の実施の内容等について検討し、必要な変更を行い保護者に周知する。

1 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

臨時休業に伴い、児童が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施する、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じる。

2 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮する。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等），その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに

に、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。(また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、適切に振り替えを行う。)

- ・30文科初第1797号平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」(各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て) ※3の趣旨・内容についても、引き続き踏まえること。

3 夏季休業日、冬季休業日の短縮や行事の見直しを行い、授業時数を確保する。また、年間指導計画の見直しを行い、限られた時数の中で効果的な指導を行う。その際には、前学年で学び残し他内容や臨時休業中の家庭での学習内容についても必ず指導を行い、個々の定着状況に応じた学習補充を行う。

4 移動教室、生活科見学、社会科見学等、校外での学校行事

- (1) 移動教室は、夏季休業前の実施はしない。また、今後、中野区の方針により実施の有無を決定する。
- (2) 社会科見学等、校外での学習は、夏季休業前の実施はしない。また、内容の見直しや時数確保の観点から、行き先や移動手段等も考慮し個別に判断する。
- (3) 4月に予定していた遠足(1~4年、神明学級)については、今年度は実施しない。
- (4) 連合行事など、その他校外での活動は、区教委と協議し中止を検討する。
- (5) 健康診断は、実施する場合には、円滑な測定等が行われるよう、検診時の待機者が滞留しないよう工夫する。なお、実施体制が整わない等の事由により6月30日までに実施できない場合は、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施する。
- (6) 避難訓練など児童・生徒が一堂に集まって行う活動は、延期又は中止を検討する。ただし、避難経路の確認については工夫して確実にを行う。
- (7) 運動会は夏季休業後に計画するが、例年どおりの練習等が行えない状況から、内容の精査や時数確保の観点から中止についても検討する。
- (8) 学芸会は11月以降に計画するが、「リスクの高い3条件」の回避、時数確保の観点から中止、あるいは次年度への延期についても検討する。
- (9) 学力調査
 - ア 全国学力・学習状況調査は、中止する。
 - イ 都学力調査、中野区学力調査は、今後、東京都、中野区の方針により実施の有無を決定する。
- (10) 保護者会等
 - ア 保護者会は夏季休業日前は実施しない。またそれ以降実施する場合は、当日説明する内容をあらかじめ文書等で保護者や関係者等に伝え、短時間で開催する。
 - イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行うなど、「リスクの高い3条件」を避ける。